



# 中央支部

発行所  
 三重県建設労働組合  
 中央支部  
 津市久居緑が丘町一丁目5番地4  
 電話 (059) 252-2068  
 印刷所 三宅印刷(株)

**服部税理士による  
税金相談**

2月14日(水)9時～15時に、建労中央支部と業務提携している服部税理士による税金相談も同時に実施させていただきます。会計でお困りの組合員の方はご利用ください。

◆日時

2月 8日(木) 9日(金) 13日(火) 14日(水) 16日(金) 19日(月) 23日(金)

午前9時～午後6時  
 (午後7時までの相談)

◆開催場所  
 中央支部会館2階

## 税金相談会日程

### 定期大会会場にて受付開始

**平成30年 2月税金相談会日程**

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8 9:00~18:00 9:00~12:00みえ共済	9 9:00~18:00 10:30~16:00全労済 10:00~16:00アット 10:00~15:00きらら保険	10
11 建国記念の日	12 振替休日	13 9:00~18:00	14 9:00~18:00 9:00~15:00服部税理士	15	16 9:00~18:00 9:00~12:00みえ共済 10:30~16:00全労済	17
18	19 9:00~18:00 13:00~16:00みえ共済	20	21	22	23 9:00~18:00 10:00~16:00アット 10:00~17:00ダイヤレ	24
25	26	27	28			

の日は、税金相談会開催日です。

税金相談会までに売り上げの合計(元請の場合は、昨年12月末までの請求分)と支出(材料代、外注費、労務費、その他一般経費)の整理をしてください。

給与(日当)収入の方は、必ず一年間の日当の合計をしておいてください。

また、事業所発行の源泉徴収票や給与明細等もご持参ください。

◆税金相談会までの準備

### ◆税金相談会に必要なもの

- ①マイナンバーカードの写し(本人と扶養家族分)
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方は、市町村から郵送された個人番号通知カードの写し(本人と扶養家族分)と本人の身分証明書(運転免許証の写し)が必要です。
- ③平成29年分の確定申告書
- ④税務署から郵送されます。昨年(今年初めて建労で申告される方のみ)
- ⑤収入と支出を「所得計算書(所得とりまとめ帳)」に12月を合計しておいてください。
- ⑥三建国保以外の国保に加入の方は、年間保険料納入額の分かるもの。
- ⑦介護保険を三建国保以外で加入されている方は、その年間保険料納入額が分かるもの。
- ⑧労災保険を建労中央支部以外で加入されている方は、その年間保険料が分かるもの。
- ⑨年金を受給されている方は、年金受給額が分かるもの。
- ⑩農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書の控えに記入するか、分かるものを用意してください。
- ⑪生命保険等の満期、解約をされた方は、証明書を留意
- ⑫生命保険、地震保険、国民年金、国民年金基金の控除証明書(紛失した方は相談日までに再発行してもらってください)。
- ⑬医療費控除をされている方は、病院の領収書(税金相談会までに合計しておいてください)。
- ⑭配偶者の収入の分かるもの
- ⑮源泉徴収票、給与明細
- ⑯昨年会社を辞めた方は、退職時までの源泉徴収票
- ⑰住宅ローン控除をされる方は、控除用残高証明書
- ⑱印鑑(認め印)、その他必要と思われる書類

### ◆予約方法

定期大会会場にて先着で予約受付を行います。電話での受付は、2月5日(午前9時)以降となります。

※支部定期大会前の予約は受け付けませんのでご了承ください。

◎2月4日(日) 支部定期大会

◎2月5日(月)9時～ 電話予約開始 (中央支部事務局)

**一人親方労災保険に加入の皆さま**

平成30年度の一人親方労災保険料が組合費と一緒に引落されます。

**2回目** 平成30年2月16日(金)

**3回目** 平成30年3月16日(金)

引落口座の残高確認をお願いします!

# 平成30年度税制改正 今年の主な税制改正点

## 個人所得課税

- 給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替  
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。
- 給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直し  
給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養家族や特別障害者である扶養家族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- 公的年金等控除について、公的年金等収入が1000万円を超える場合の控除額に1955万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1000万円超の場合、控除額を引き下げる。
- 基礎控除について、合計所得金額2400万円超で控除額が通減を開始し、2500万円超で消失する仕組みとする。

## 資産課税

- 事業継承税制の拡充  
一般社団法人等に関する相続税、贈与税の見直し
- 土地に係る固定資産税等の負担調整措置  
中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

## 法人課税

- 賃上げ、生産性向上のための税制  
事業再編の環境整備
- 地方拠点強化税制の見直し

## 消費課税

- 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便向上
- たばこ税の見直し
- 地方消費税の精算基準の抜本的な見直し

## その他

- 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設



## 会計監査実施

平成29年度の中央支部会計監査が1月15日(月)支部会館にて行われました。会計監査には、支部監査役員と執行役員3名が立会い、元帳や請求書などに相違がないかチェックを行い、稲垣執行委員長に報告しました。監査の結果については、2月4日に行う定期大会にて最終報告を致します。



## 労災保険料率及び特別加入保険料率が改定

厚生労働省は平成30年4月1日より適用される予定の労災保険料率が改定等を主な内容とした省令案の概要を公表しました。  
次年度より適用される保険料率は全体的に引き下げられる予定です。  
建設業の一人親方の場合、現行料率「19」から「18」に引き下げになる見通しです。その他の料率は以下の通りです。

## 労災保険料率及び第1種特別加入保険料率 平成30年4月1日改定

(単位：1/1,000)

業種	改定後の料率	現行料率	変化
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↓
建築事業	9.5	11	↓
既設建築物設備工事業	12	15	↓
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↓

## 労務比率

業種	改定後の率	現行	変化	
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%		
道路新設事業	19%	20%	↓	
舗装工事業	17%	18%	↓	
鉄道又は軌道新設事業	24%	25%	↓	
建築事業	23%	23%		
既設建築物設備工事業	23%	23%		
機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%	40%	↓
	その他のもの	21%	22%	↓
その他の建設事業	24%	24%		

環境にも家計にもやさしい、  
エコ住宅専用の全労済の住まい共済です。



この共済は全労済が指定する「エコ設備」を設置・使用している住宅にお住まいの方がご利用いただけます。  
新火災共済と同じ保障内容ながら掛金は割引に、さらに毎年の決算状況により、掛金の一部を全労済が選定した環境保護団体へ寄付します。  
環境にやさしいエコ住宅に住みながら、この共済に加入することでさらに地球環境に貢献できます。



全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



おかげさまで全労済は60周年を迎えました  
保障のことなら全労済  
全労済共済生活協同組合連合会

## 福利厚生

## 映画チケットの2席肉

只今、中央支部組合員様に限り、映画チケットの販売を行っています。今年度分は残り僅かとなっております。1枚700円。お一人様年間3枚までとなっております。今年度すでに3枚購入した方は購入できません。  
チケットには有効期限があり、今年の3月31日までのご利用になります。  
数に限りがありますので、ご希望の方は早めにお申し込みください。

